第三章　収容定員（第五条）
第四章　教育課程（第六条―第十七条）
第五章　卒業の要件等（第十八条―第二十七条）
第六章　教育研究実施組織等（第二十八条―第三十三条）
第七章・第八章　［略］
第九章　共同教育課程に関する特例（第五十二条―第五十八条）
第十章　国際連携学科に関する特例（第五十九条―第七十二条）
第十一章　教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例（第七十三条）
第十二章　雑則（第七十四条・第七十五条）
附則
（趣旨）
第一条　［略］
２　［略］
３　専門職短期大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。
（入学者選抜）
第三条　入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。
２　［略］
［条を削る。］
第四条　学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであって、教育研究実施組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとする。
２　学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができる。
第五条　［略］
２　前項の場合において、第十七条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る収容定員を、第七十四条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を、それぞれ明示するものとする。
３　収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。
４　［略］
（教育課程の編成方針）
第六条　専門職短期大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
２～４　［略］

第三章　収容定員（第六条）
第四章　教育課程（第七条―第十八条）
第五章　卒業の要件等（第十九条―第二十七条）
第六章　教員組織（第二十八条―第三十三条）
第七章・第八章　［同上］
第九章　事務組織等（第五十二条―第五十五条）
第十章　共同教育課程に関する特例（第五十六条―第六十二条）
第十一章　国際連携学科に関する特例（第六十三条―第六十九条の八）
第十二章　雑則（第七十条―第七十二条）
附則
（趣旨）
第一条　［同上］
２　［同上］
３　専門職短期大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。
（入学者選抜）
第三条　入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。
２　［同上］
（教員と事務職員等の連携及び協働）
第四条　専門職短期大学は、当該専門職短期大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該専門職短期大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。
第五条　学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであって、教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとする。
２　学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができる。
第六条　［同上］
２　前項の場合において、第十八条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る収容定員を、第七十条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を、それぞれ明示するものとする。
３　収容定員は、教員組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。
４　［同上］
（教育課程の編成方針）
第七条　専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
２～４　［同上］